

函館市特別支援教育就学奨励費支給要綱の取扱いについて

第1 支給対象者（第2条関係）

函館市特別支援教育就学奨励費支給要綱（以下「要綱」という。）
第2条の「市の区域内に住所を有する」とは、函館市の住民基本台帳に記録されていることをいう。ただし、住民基本台帳に記録のない者であっても、実態として市内に居住している場合はこれに含めるものとする。

第2 奨励費目（第4条関係）

各費目の支給内容等については、別表のとおりとする。

第3 奨励費目の金額（第6条関係）

奨励費目の金額は、毎年度予算の範囲内で、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月22日文科大臣裁定）に基づく予算単価を基に、教育委員会が別に定める。

第4 奨励費の支給（第7条関係）

- 1 支給対象者が生活保護法第13条の教育扶助または函館市就学援助実施要綱に基づく就学援助（以下「教育扶助等」という。）を受けていた場合は、これらと重複して支給することのないよう、教育扶助等を受けた期間に係る奨励費（教育扶助等により支給された費目に限る。）は、支給期間中であっても支給しないものとする。支給対象者が教育扶助等を受けることとなった場合も、同様とする。
- 2 当該児童生徒の出席日数が10日に満たない月があったときは、その月の宿泊を伴わない校外活動等参加費および学用品・通学用品購入費については支給しないものとする。

第5 奨励費の返還（第10条関係）

学校長は、奨励費の返還が必要な支給対象者がいるときは、すみやか

に教育委員会に報告し，教育委員会は学校長からの報告に基づき作成した戻入票により，学校長を通じて戻入させるものとする。

付 則

この取扱いは，平成26年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，令和3年4月1日から施行する。

別表 函館市特別支援教育就学奨励費一覧

費目	支給内容	支給対象者	支給基準	異動時の取扱い
学校給食費	学校給食費として学校に支払う経費	第1区分 第2区分 (給食停止者を除く)	実費の1/2	認定期間の給食回数に応じて支給する。
通学費	児童生徒が最も経済的な通常の経路および方法により通学する場合の交通費(交通機関の運賃)	第1区分 第2区分 第3区分 準要保護 (無料パス等取得者を除く)	実費 第1区分 第2区分 準要保護 (準要保護の支給期は就学援助支給期と同様) 実費の1/2 第3区分	日割計算による。 (往復運賃×通学回数) ただし、上記により算出した金額が1カ月の通学定期料金を上回る場合は、その定期料金と同額を支給する。
職場実習交通費	中学校および義務教育学校(後期課程に限る。)の教育課程に従い、学校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が職業教育のため現場(職場)実習に参加する場合の交通費で、学校から実習を行う事業所等までの最も経済的な通常の経路および方法による往復の額	第1区分 第2区分 第3区分 要保護 準要保護	実費 第1区分 第2区分 要保護 準要保護 実費の1/2 第3区分	
交流学习交通費	学校教育の一環として特別支援教育諸学校または他の小学校、中学校もしくは義務教育学校の特別支援学級の児童または生徒等と共に集団活動を行う場合に必要な交通費で、学校から交流学习を行う学校等までの最も経済的な通常の経路および方法による往復の額	第1区分 第2区分 第3区分 要保護 準要保護	実費 第1区分 第2区分 要保護 準要保護 実費の1/2 第3区分	
修学旅行費	修学旅行に要する経費のうち、交通費・宿泊費・見学科(均一に負担することとなる記念写真代・医薬品代および旅行損害保険料代等を含む)	第1区分 第2区分	実費の1/2 (限度額あり)	
校外活動等参加費	宿泊を伴う	第1区分 第2区分	実費の1/2 (限度額あり)	
	宿泊を伴わない	第1区分 第2区分	定額	月割り計算による。 (10日以上出席日数がある月は支給対象とする)
学用品・通学用品購入費	児童・生徒が通常必要とする学用品・通学用品の購入費	第1区分 第2区分	定額	月割り計算による。 (10日以上出席日数がある月は支給対象とする)
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	新入学にあたって児童・生徒(小学校の第1学年、中学校の第1学年、義務教育学校の第1学年および第7学年の児童・生徒ならびに就学猶予の後初めて就学した者に限る)が必要とする学用品・通学用品の購入費	第1区分 第2区分	定額 (第1回支給時に全額支給)	年度当初(4月30日まで)に就学した者のみ支給。
体育実技用具費	体育(保健体育)の授業の実施に必要な用具のうち、次に掲げるものの購入費 柔道：柔道着 剣道：防具一式・剣道衣・竹刀・防具袋 スキー：スキー板・スキー靴・ストック・金具 スケート：スケート靴 ただし、児童生徒全員が個々に用意することとされている場合に限る また、用具の一部のみの購入は対象外	第1区分 第2区分	実費の1/2 (限度額あり)	
拡大教材費	弱視の児童または生徒が、授業に使用する拡大教材の購入費	第1区分 第2区分 要保護 準要保護	1頁当たり42円を限度として算定した額の1/2 (1冊当5,250円を限度)	

※ 支給金額の算定において1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 ※ 奨励費の支給時期は、次のとおりとする。

- ・第1回 9月下旬(4～7月実施分)
- ・第2回 1月下旬(8～12月実施分)
- ・第3回 3月下旬(1～3月実施分)
- ・就学援助費を受給する保護者（準要保護）の通学費については、就学援助通学費の支給時期と同様とする。

- ※ 以下に該当する者は、支給区分にかかわらず一部の費目のみ支給対象となる。
- ・通級指導教室（言語学級等）に通級する児童生徒の保護者：通級に要する通学費のみ対象
 - ・生活保護教育扶助費を受給する保護者（要保護）：職場実習交通費，交流学习交通費，拡大教材費のみ対象
 - ・就学援助費を受給する保護者（準要保護）：通学費，職場実習交通費，交流学习交通費，拡大教材費のみ対象